

論文不正と研究倫理について

2023年7月24日
 一般社団法人日本毒性学会
 理事長 務台 衛

このたび本学会の学術誌である Journal of Toxicological Sciences (JTS, Vol. 41) および Fundamental Toxicological Sciences (FTS, Vol. 4) に掲載された論文(各1報)に無視できない規模の不適切なオーサーシップ等の、論文不正と研究倫理に関する重大な懸念が認められたことから、両誌の編集委員長の裁定により、2023年6月6日付でこれらの論文が両誌から撤回されました。論文撤回の経緯、およびこれに端を発する日本毒性学会としての措置について説明いたします。

まず、論文の著者選定、すなわちオーサーシップについての国際的申し合わせを確認したいと思います。International Committee of Medical Journal Editors (ICMJE) の投稿統一規程^{*1}では、以下の表に示すすべての条件を満たすことがオーサーシップの条件であり、逆に、これら条件を満たす者については著者として記載されなければならないとしています。

ICMJE の投稿統一規程におけるオーサーシップの条件^{*1}

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究の構想・デザインや、データの取得・分析・解釈に実質的に寄与していること 2. 論文の草稿執筆や重要な専門的内容について重要な校閲を行っていること 3. 出版原稿の最終版を承認していること 4. 論文の任意の箇所(正確性や誠実さ)について疑義が指摘された際、調査が適正に行われ疑義が解決されることを保証するため、研究のあらゆる側面について説明できることに同意していること |
|--|

これを踏まえた上で、今回の論文撤回の経緯を報告します。

2021年6月に本会評議員(当時)のA氏からJTSに論文投稿がありました。査読の段階で論文不正の重大な懸念の指摘があり、論文を却下すると共に、同年7月にCommittee on Publication Ethics (COPE)^{*2}のGood Publication Practice Guideline^{*3}に従い編集委員長からA氏が所属するX大学に疑義内容を通知しました。その結果、2022年2月にX大学より編集委員長宛てに、通知した疑義について調査した結果、不正と認定された旨の中間報告を受けました。

日本毒性学会としては、同年4月の理事会においてX大学の最終報告を待つこととし、当面の対応として以下の4点を決定しました。

- ① 当分の間、日本毒性学会に関わるA氏の活動を保留する旨を理事長から本人に通知すること。
- ② 再発防止措置として「研究倫理要綱」を、また研究倫理に関連した問題が生じた際には総務委員会にて取扱うこと等を規定する「研究倫理問題に関する規程」を制定すること。
- ③ これ以降も論文不正については編集委員会で対応すること。
- ④ 研究倫理面の対応については総務委員会で取り扱うこと。

2022年11月にX大学が「研究活動上の不正行為に関する調査結果(概要)」を公表しました。内容としては、本学会から通報した投稿論文以外にA氏が関わった掲載済の21論文で研究不正が認定され、その中にJTSとFTSに掲載された各1報が含まれる、というものでした。また、認定された不正としては、捏造、改ざん、不適切なオーサーシップ、自己盗用が指摘されていました。また、21論文の共著者の中に、不適切なオーサーシップを指摘された本学会の会員が含まれていました。ただし、この概要には不正内容の詳細、論文のどの部分に不正があったか等については明らかにされていませんでした。また、X大学がA氏に論文撤回を要請し、A氏は一部の不正は自認したものの、大部分は否認しているということでした。なお、概要の公表に伴ってのA氏あるいはX大学からのJTSあるいはFTSの編集委員会に対する論文撤回の要請はありませんでした。

これを受け、2022年12月にJTSとFTSの正副編集委員長が対応策を協議し、2023年1月よりA氏および共著者に対して、ヒアリング、アンケート等の調査を行いました。その過程において、A氏からは一部の研究データの提出を受けたものの、疑いのある事項についての確に反証するものではありませんでした。また、共著者へのヒアリング等から前述のICMJEのオーサーシップの条件から逸脱した共著者選定が大規模に行われていたことが強く疑われました。そこで、改めて共著者に対して、国際基準に照らしてご自身が著者要件を満たしていると考えるか、および当該論文の撤回について同意するかを問い、過半数の共著者から論文撤回への同意が得られました。

JTS と FTS の正副編集委員長は、以上の調査と COPE の Retraction Guidelines^{*3}を踏まえた検討に基づき慎重に審議した結果、学術誌を発行する責任者として当該論文に重大な懸念を持たざるを得ず、当該論文が他の研究論文に引用されたり、別の研究者の研究発表に影響を及ぼしたりすることは避けるべきと考え、論文の撤回を決定しました。なお、論文撤回を決定する段階で、A 氏に論文撤回の同意を求めましたが、最終的に同意は得られませんでした。

以上の一連の経緯を踏まえ、2023 年 6 月 18 日に開催された日本毒性学会の理事会において、本学会の措置として、以下の事項を決議しました。

1. A 氏に対し、理事会として嚴重注意を行う。
2. A 氏に対し、理事長名において嚴重注意の文書を通知し、反省を促し、再発防止を求める。
3. A 氏宛に当学会の理事長名にて 2022 年 5 月 25 日付けで通知した「本学会に関わる活動保留」については、上記の嚴重注意の文書の通知日をもって解除する。
4. 本学会における A 氏の今後の会員資格、称号、本学会誌への論文投稿等、を含む本学会におけるすべての活動については、本件を念頭に置き、理事会および各委員会において、本学会の諸規程に基づき慎重かつ適切に対処する。
5. 当該 2 論文の共著者である本学会会員に対しても、上記に準じて、理事長名にて注意の文書を通知するが、当人の責任範囲および反省態度に鑑み、会員資格、称号、本学会誌への論文投稿等、を含む本学会におけるすべての活動については特段の対応は行わない。
6. 上記の経緯や顛末については、本学会会員に対して理事会として適切に情報開示を行う。

2022 年 9 月に制定した「研究倫理要綱^{*4}」および「研究倫理問題に関する規程^{*5}」については、本学会ホームページに掲載しているとおりでありますので、是非ご一読ください。本学会の会員の先生方におかれましては、それぞれの所属機関にて研究倫理に関する教育研修を受講されているものと思います。今一度、それらを再確認いただき、このような事案が再発しないようご協力をお願い申し上げます。なお、「研究倫理問題に関する規程」では、研究倫理に関する対応は総務委員会にて秘密厳守で行うこととしています。また、学会員の先生方には「会員が学会内外から会員の研究倫理に関する情報を知り得た場合、情報を得た会員は、速やかにその情報を総務委員長に伝達する」と定めております。本学会内の自浄力や透明性が問われる部分ですので、会員の先生方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上

*1, 日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」 p.68-71 (<https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-kousei/data/rinri.pdf>)

*2, The Committee on Publication Ethics (COPE): Objectives and achievements 1997–2012, La Presse Médicale, Vol. 41, (2012), p. 861-866

*3, COPE: Guidelines for Good Publication Practice (<https://publicationethics.org/retraction-guidelines>)

*4, COPE: Retraction Guidelines (<https://publicationethics.org/sites/default/files/retraction-guidelines-cope.pdf>)

*5, http://jsot.jp/about/research_ethics.html

*6, http://jsot.jp/about/research_ethical_issues.html